公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和２年３月９日

分任支出負担行為担当官　四国地方整備局
四国山地砂防事務所長　星野　久史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　36

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和２年度　四国地区航空レーザ計測業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、吉野川中流域、四国北部地区を対象に航空レーザ測量を行い、豪雨や大規模地震等による崩壊箇所を早期に把握するため、基礎的な地形データを取得するものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

・航空レーザ測量
・簡易オルソフォト作成
・基盤地図情報の整備

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年１月29日まで

⑸　本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

⑹　本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

⑻　本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

⑼　本業務は、業務価格を算出するにあたり、技術提案書の提出依頼者へ参考見積を依頼する業務である。なお、見積を取得した歩掛については、決定後、入札参加者へ通知を行う予定である。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち測量の認定を受けている者であること。

ウ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

オ　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月９日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から令和２年度　四国地区航空レーザ計測業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を指名通知日までに受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

⑵　入札参加者を選定するための基準　四国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験、手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　価格及び技術等に関する資料をもって参加した入札者について、入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づき調査を行うものとする。

④　品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出方法　技術等に関する資料の内容に応じて、下記ア、イ及びウの評価項目毎に評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ただし、調査基準価格又は品質確保基準価格を設定する場合においては、エの項目評価を行い、評価に応じた得点を与える。

ア　配置予定技術者の経験又は能力
イ　実施方針等
ウ　評価テーマに対する技術提案
エ　技術提案の履行確実性

上記の技術評価の得点を以下のとおり算出し、技術評価点とする。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×〔（技術評価の得点合計）÷（技術評価の配点合計）〕

技術評価の得点合計＝（アに係る得点）＋（技術提案の得点）×（エ技術提案の履行確実性度）

技術提案の得点＝（イに係る得点）＋（ウに係る得点）